⑷　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時に当該工事に配置できる者に限る。ただし、法令の規定により専任での配置を義務付けられていない場合は、専任での配置を求めないものとする。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成18年４月１日以降、申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工経験を有する者であること。経常ＪＶにおいては構成員のいずれかが施工経験を有していればよい（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。

また、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

なお、競争参加者が甲型特定建設工事共同企業体である場合は、代表者以外の構成員について、主任（監理）技術者の工事の施工経験は求めない。

・同種工事は、次に掲げるａ）又はｂ）の要件を満たす施工経験を有すること。

ａ）鋼板と鉄筋コンクリートからなる合成構造のケーソン又は鋼板と鉄筋コンクリートからなる合成構造の沈埋函を製作した工事

ｂ）鉄筋コンクリート製のケーソンを製作した工事

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証を有し、監理技術者講習を修了した者であること。ただし、法令の規定により監理技術者資格を求めない場合は、この限りではない。

④　申請する技術者が、平成18年４月１日以降に産前産後休業、育児休業及び介護休業（以下、「出産等」という。）を取得した場合は、出産等期間に相当する期間（日数）を施工経験を求める期間に加えることが出来る。

⑸　配置予定の主任（監理）技術者の他に技術指導者（現場代理人又は担当技術者として配置）を配置する場合は、緊急時に的確かつ迅速に対応し、不測の事態に対しても臨機に対応できる者を配置すること。（詳細は入札説明書参照）

⑹　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑺　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑽　技術提案に対しては、提案の内容を明記した資料（以下「技術提案書」という。）又は標準案に基づく施工計画書が適正であること。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　評価項目は以下のとおりとする。（詳細は入札説明書参照）

①　技術提案

②　賃上げの実施に関する評価

⑵　施工体制の評価項目は、次のとおりとする。

①　品質確保の実効性

②　施工体制確保の確実性

⑶　入札参加者は価格及び技術提案をもって入札し、次の①～③の要件に該当する者のうち、下記⑷によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①　支出負担行為担当官から、２に定める競争参加資格の確認を受け、競争参加資格を認められた者であること。

②　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

③　評価値が標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

上記において、評価値が最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

⑷　評価値の算出方法

評価値は次式により算出する。

評価値＝（標準点＋加算点＋施工体制評価点）／入札価格

①　標準点　⑶①～②の要件を満たす者に対して100点を付与する。

②　加算点　技術提案項目に対して、最大60点を付与する。

③　施工体制評価点　施工体制評価項目に対して最大30点を付与する。

⑸　評価の担保

①　受注者が競争参加資格通知時に「実施義務有り」として通知された技術提案について、受注者の責により提案内容が履行できなかった場合、請負工事成績評定の減点を行うとともに違約金の徴収を行う。（入札説明書参照）

②　受注者の責によらない場合とは、発注者の事情による設計条件の変更又はその他特別な事情がある場合等のことをいい、発注者と受注者の協議により決定する。

⑹　技術提案書等の作成及び通知

①　技術提案書等は、入札説明書に基づき作成するものとする。

②　技術提案書等の採否等については、競争参加資格の確認結果に併せて通知する。

⑺　技術提案書等の作成のための質問を受け付けるものとする。

⑻　ヒアリングの実施

①　技術提案書等に係るヒアリングを必要に応じて実施する。（詳細は入札説明書による。）

②　施工体制の評価　施工体制の確認のためのヒアリングを開札後速やかに実施するものとし、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めることがある。（詳細は入札説明書による。）

４　入札手続等

⑴　担当部局

〒650―0024 神戸市中央区海岸通29番地神戸地方合同庁舎　近畿地方整備局総務部経理調達課契約管理係　山中　博士　電話078―391―7576

⑵　入札説明書及び設計図書等の配付期間、場所及び方法　令和４年２月１日から令和４年４月22日（最終日は入札書受付締切予定時刻である14時00分まで）、下記のウェブサイトにより配付する。

「港湾空港関連入札・契約情報（http://www.pas.ysk.nilim.go.jp/）」

「入札情報サービス（統合ＰＰＩ）（http://www.i-ppi.jp/Search/Web/Index.htm）」

ただし、上記入手方法が不可能なため書面による配付を希望する場合は、事前に申込（行政機関の休日に関する法律（昭和63年12月13日法律第91号）第１条に定める行政機関の休日（以下「休日等」という。）を除く。）のうえ、同期間内に４⑴にて配付する。

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法　令和４年２月１日から令和４年３月７日（休日等を除く。ただし、最終日は14時00分までに必着）までに、電子入札システムにより、提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）（以下「郵送等」という。）により４⑴まで行うこと。

⑷　入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法　令和４年３月28日から令和４年４月22日まで。（利付国債の提供の場合は、令和４年４月８日まで）（休日等を除く。）

〒650―0024 神戸市中央区海岸通29番地神戸地方合同庁舎　近畿地方整備局総務部経理調達課契約管理係　電話078―391―7576　持参、郵送等により提出すること。